

第 4 章 關係地域

第4章 関係地域

4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「さいたま市環境影響評価条例施行規則」（平成17年、さいたま市規則第26号）の第4条の別表第2に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲1.5キロメートル以内の地域」を基準として設定した。

4.2 関係地域

前項の基準に基づき設定した本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は図4.2-1に示すとおりであり、さいたま市内の2区、さいたま市以外の4市1町の一部が含まれる。

- ・さいたま市西区
- ・さいたま市桜区
- ・上尾市
- ・川越市
- ・富士見市
- ・志木市
- ・川島町

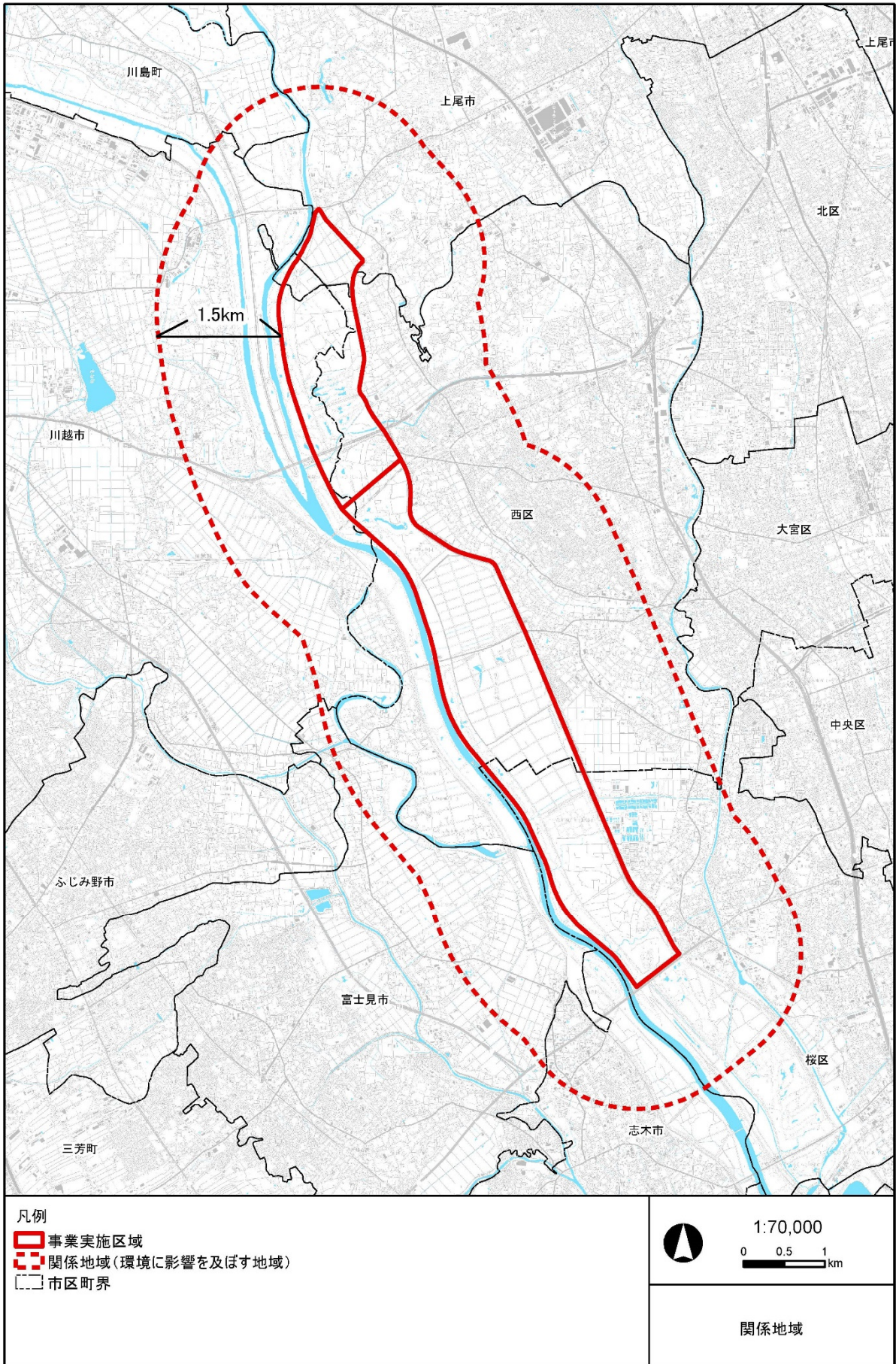


図 4.2-1 関係地域

第5章 調査計画書について環境の保全の 見地からの意見を有する者の意見 の概要

第5章 調査計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

5.1 調査計画書

「さいたま市環境影響評価条例」(平成15年、さいたま市条例第32号)第9条に基づき、表5.1-1に示すとおり「環境影響評価調査計画書」の縦覧を行った。

また、同第10条に基づき、公告日から縦覧期間満了後2週間までの間、環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見書を受け付けた。

表 5.1-1 調査計画書の縦覧概要

調査計画書の縦覧期間	令和元年5月7日～令和元年6月7日
意見書の受付期間	令和元年5月7日～令和元年6月21日
縦覧場所	さいたま市環境対策課、さいたま市内各区役所情報公開コーナー、さいたま市内各図書館、馬宮公民館、植水公民館、大久保公民館、大久保東公民館、川越市環境政策課、上尾市環境政策課、志木市環境推進課、富士見市環境課、川島町町民生活課

5.2 環境の保全の見地からの意見の概要

環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見について、項目ごとに整理した。主な意見の概要は表5.2-1に示すとおりである。

表 5.2-1 (1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
水象	囲繞堤の存在により出水時に上流側で河川水が長時間滞留することが懸念される。
	表流水について調査を実施し、工事中及び供用後の表流水への影響について評価する必要がある。
	環境影響要因として、仕切堤、囲繞堤の工事、仕切堤、囲繞堤の存在・供用に伴う地下水変化を項目として追加する必要がある。
地象	地盤改良工事に伴い、周囲の地形に対して影響を及ぼす可能性がある。
	環境影響要因として、仕切堤、囲繞堤の工事、仕切堤、囲繞堤の存在・供用に伴う地盤変化を項目として追加する必要がある。
動物	哺乳類、鳥類の調査区域は一律ではなく、分けすべきである。
	鳥類は右岸側と左岸側を行き来しているため、右岸側2kmの範囲を調査範囲とすべきである。
	チョウゲンボウ等の出現状況を踏まえ、猛禽類の調査範囲を景観と同様の範囲に拡大し、調査地点として横堤の西端を追加する必要がある。
	荒川河川敷のヨシ原には放棄水田のヨシ原があり、オオヨシキリやヨシゴイが繁殖のために飛来するなど、水田とヨシ原を往来する生き物の生息や繁殖の場となっているため、事業の実施にあたり配慮する必要がある。
	調節池の建設に当たり、食物連鎖の基盤的存在のカエル類が生き残れるかどうか重要な課題である。カエル類は種ごとに生態が異なるので、目標種を定め、その目標種の生息環境の再生を、調節池事業の中で計画的に進める必要がある。

表 5.2-1 (2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
動物	集落跡地周辺にはシュレーゲルアオガエル・ニホンアカガエル・トウキョウダルマガエル・ニホンアマガエルの在来種4種が生息しており、事業の実施にあたり配慮することが必要である。
	ヘイケボタルについて、夜間照明を遮る樹木と、湿潤な草地を取り戻し、地域遺伝子の存続に調節池事業の中で取り組むべきである。
	ヘイケボタルの生息場所について、情報の取り扱いには十分な注意が必要である。
	工専用道路や調節池の存在により、従来移動できていた生物が孤立する可能性がある。個体群を孤立させないような手法について、検討する必要がある。
	湛水時の水田を対象とした動物調査を実施する必要がある。
	調査計画書のp5-153について、表5-161の種数と本文中に示された種数が不整合である。
植物	改変される地域の面積と植物の種数、量について、現況の把握と供用後の予測評価を行うべきである。
	荒川河川敷のヨシ原には放棄水田のヨシ原があり、以下の絶滅危惧種が生育しているため、事業の実施にあたり配慮が必要である。 イヌスギナ・シロバナサクラタデ・ハンゲショウ・アズマツメクサ・タコノアシ・ウスゲチョウジタデ・エキサイゼリ・ミゾコウジュ・ヒメナミキ・ゴキヅル・フジバカマ・オグルマ・ホソバオグルマ・ヘラオモダカ・ウマスゲ・マツカサススキ・ヌマアゼスゲ
	荒川河川敷のヨシ原には沓瀬原野のヨシ原（湿生草原）があり、以下の種が生育しているため、事業の実施にあたり配慮が必要である。 コヒロハハナヤスリ・ヒロハハナヤスリ・ノダイオウ・ノカラマツ・ナガボノシロワレモコウ・ノウルシ・シムラニンジン・ヌマトラノオ・チョウジソウ・コカモメヅル・ハナムグラ・バアソブ・ノニガナ・アマナ
	シムラニンジンについて、田島ヶ原サクラソウ自生地でも少数が孤立状況で長年続いていることから、種子を保護することが必要である。
	ノダイオウについて、形態的に似たものは全域で見られるが、殆どが外来種ナガバギシギシと交雑しているので、種子を確認して保護することが必要である。
	ヒロハハナヤスリ、コヒロハハナヤスリについて、春の一時期だけ地上部の栄養葉と胞子葉が観られるが、地面に接して生育しているため、乾燥や伐開など環境の変化に弱い。普通に群生していたが河川敷の土地改変・伐開により僅かになっている。自生地の保護が必要である。
	荒川河川敷の水田と畔には以下の種が生育しているため、事業の実施にあたり配慮することが必要である。 シャジクモ・ミズワラビ・ヒメミソハギ・オオアブノメ・キクモ・カワヂシャ・タウコギ・ウリカワ・ミズオオバコ・ミズアオイ・ヒロハイヌノヒゲ・イチョウウキゴケ・コイヌガラシ
	既存資料調査で、「国の特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地」関連の資料を追加すること。
	荒川流域を代表する湿生草地の植物遺伝子を「田島ヶ原サクラソウ自生地」だけで守ることはできないので、事業において、荒川第二調節池内の原野の保全管理を行う必要がある。
	この原野には、サクラソウが生育可能な立地条件が存在するので、サクラソウの導入も課題である。 湿生原野を代表するサクラソウの再生は荒川第二・第三調節池事業のシンボルとなる取組である。

表 5.2-1 (3) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
植物	塚本横堤防から、荒川総合運動公園にかけて存在する表土には、多くの水田野草の種子が存在し、貴重な未来へ引き継ぐ財産であるから、この土壌を消失させないこと。
	掘削した土砂には埋土種子等があり、この地域の遺伝資源や微生物が多く含まれているため、植生の復元や、堤体の表土として、掘削土砂を有効的に活用する計画を立案し、評価すべきである。
	堤体の法面の緑化にあたっては、植生が外来種ばかりにならないよう、既往の調査成果を活用し、草地植生の専門家の協力を仰ぎ検討すること。
動物 及び 植物	動植物の調査は種のみでなく、生息・生育環境についても調査を実施すべきである。
	動植物調査の既存資料調査について、「荒川第二調節池予定地」の資料が「荒川第三調節池」と比べて少ないので、調査を丁寧に行い、その保全価値を正當に評価すること。
	外来生物について、調査と対策が入っていない理由は何か。外来種等の侵入についても予測評価をすべきである。
	横堤とその周辺、荒川の水面周辺の茂み、点在するヨシ原等の自然空間において、動物調査、植物調査を実施する必要がある。
生態系	下記の影響を考慮した上で、生物多様性をどのようにして維持又は増やすのかの計画が立案できるような調査をすべきである。
	<ul style="list-style-type: none"> ・堤体の建設による既存植生の消失、芝張りによる植生の単純化 ・持ち込まれる表土による遺伝子汚染 ・土壌改良剤等によるアルカリ化 ・日照障害 ・浸透水の変化等
	動植物について、「保全すべき種」以外の種についても調査を行い、種数、個体数を把握し、影響を評価する必要がある。その結果に基づき、変化の程度を予測し、環境保全措置を検討し、生物多様性を保全すべきである。
	生物多様性や動植物の変化を把握するためにも、工事の履歴や土地（地形、土壌等）変化の履歴等に関する調査が必要である。
	昔の環境が残っているところは残し、失われた環境の調査をし、それを復元することが必要であり、そうした過去の環境の状況についての調査が不十分と思われる。
	過去に存在していた湿地や多様な草地・河畔林等を復元することが望ましい。
	対象事業実施区域周辺のみでなく、上流の環境についても把握すべきである。
	気象の変化による自然環境の変化も考慮する必要がある。
	河川区域内の集落跡とその周辺は、シラカシやケヤキの屋敷林に守られて水塚が点在し、水田、ハンノキ林やマダケやハチクの竹藪、畑、草地がパッチワークのように存在する多様で貴重な環境が残っており、事業の実施にあたり配慮が必要である。河畔林はオオタカやフクロウ、ホンドキツネなど生態系における高次動物が生息し、林縁の灌木や草地と水田間を往来する生き物が利用しており、事業の実施にあたり配慮が必要である。
	繁殖維持に人工物を頼らない自然再生を調節池事業と併せて進めるべきである。
「荒川第二調節池予定地」の環境特性は湿生環境で、カエル類の種類や量が多い集落跡地周辺、絶滅危惧植物が集団となって自生する原野など、その保全には生息生育条件に適した水環境が担保される必要がある。環境条件の整備と共に保全・再生を環境アセスメントの目標にすることが必要である。	

表 5.2-1 (4) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
生態系	<p>第二調節池について、農家の高齢化に伴う、現況維持区域の自然環境の破壊、動植物の生息生育環境の破壊が懸念されるため、水田の維持にあたり、非農家でも就農できる営農組織を立ち上げるなど公有地化を図り、自然環境の保全が望まれる。</p> <p>「荒川第二・三調節池予定地」の建設事業は、河川法の目的である「治水」と「環境」の真の調和を図るためのランドデザインを共有し、これまでの「治水」先行事業を見直して、区域内の重要環境は、最優先で保全・再生すると共に、その環境条件を将来にわたって維持するための管理方策も十分に検討する、合理的な事業展開が進められる必要がある。</p> <p>残っている自然空間の位置の把握を目的とした土地利用の実態調査を行うべきである。</p>

第6章 調査計画書についての市長の意見

第6章 調査計画書についての市長の意見

「さいたま市環境影響評価条例」第11条第1項に基づき、「環境影響評価調査計画書」について、さいたま市長から環境の保全の見地からの意見が提出された。

調査計画書に対する市長意見は、以下に示すとおりである。

6.1 総括事項

表 6.1-1 市長意見（総括事項）

区分	意見
総括	準備書は、さいたま市環境影響評価技術指針及び同手引に従って作成すること。
	準備書は縦覧に供することから、その作成にあたっては、難解な表現を避け、専門用語には注釈を加えるなどして、一般に分かりやすいものとなるよう配慮すること。

6.2 調査方法にかかる意見

表 6.2-1 (1) 市長意見（調査方法）

区分	意見
(1)全体事項	本事業は、川の中に囲繞堤を新設し、高水敷を調節池化するものである。そのため囲繞堤および越流堤の高さによって、事業実施後の調節池（現在の高水敷）の冠水頻度、冠水期間及び冠水面積の変化が予想される。冠水頻度、冠水期間及び冠水面積の変化は多数の評価項目に影響があると考えられることから、様々な知見を取り入れ、起こりうる事象を勘案の上、予測及び評価すること。
(2)大気質	ア 二酸化窒素濃度の調査・予測 自動車や建設機械作動時に排出される窒素酸化物は、その大部分が一酸化窒素として排出された後に時間と共に酸化されて二酸化窒素に変化することから、調査・予測にあたっては、二酸化窒素と同時に一酸化窒素濃度も対象とすること。
	イ 複数の影響要因の重合による評価 大気質の測定は、建設機械の稼働と資材運搬等の車両の走行が最大となることを想定し、かつ両方同時に稼働している場合の最大値を考慮すること。
(3)騒音	ア 建設機械の稼働に伴う騒音の評価 堤体等の工事(掘削含む)の建設工事中用機械の稼働に伴う騒音について、環境影響評価法に基づく基本的事項に、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標が設定されている場合は、それについて検討されるものとなっていることから、環境基準で評価すること。
	イ 学校環境衛生基準 建設工事中用機械の稼働に伴う騒音について、長期間の事業になるため、事業地周辺の学校について、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準に基づいて評価すること。
	ウ 予測・評価 長期間の事業になることから、騒音の測定については、最盛期を設定するとともに、測定時期を振り分け、車両の走行が集中するルート等を十分勘案の上、予測及び評価すること。

表 6.2-1 (2) 市長意見 (調査方法)

区分	意見
(4)水質・水象	<p>ア 水質への影響</p> <p>越流堤を越えて調節池に流れ込む水は、水面付近の水のため、水よりも比重の小さい無機および有機物（浮遊物）が大量に流れ込み、さらに排水の際は貯留されていた期間に増加した有機物が川に流れ出すことが考えられる。それらの有機物の処理や影響についても検討すること。</p>
	<p>イ 予測・評価</p> <p>水質・水象の予測評価においては、築堤高さ、冠水状況の変化、調節池の運用方法を考慮すること。</p>
(5)動物・植物・生態系	<p>ア 生態系の変化</p> <p>調節池の建設により、囲繞堤の築堤、土地利用の変化及び冠水状況の変化が生じることから、川と高水敷を利用している生態系への影響を加味し、予測及び評価を行うこと。また、囲繞堤の高さと生態系に与える影響の関係を調査するとよい。</p>
	<p>イ 動物・植物・生態系への影響</p> <p>第一調節池事業の実施状況を踏まえ、事業実施による動物・植物・生態系への影響を考慮すること。</p>
(6)自然とのふれあいの場	<p>自然とのふれあいの場として利用している関係者と意見交換等を行い、工事の実施に伴う自然とのふれあいの場への交通手段への影響や交通手段の障害の程度などを考慮して、予測及び評価を行うこと。</p>
(7)地域交通	<p>地域交通の評価方法について、交通安全に関する評価については定性的な評価になる場合であっても明記すること。</p>

第7章 第5章及び第6章の意見について
の事業者の見解

第7章 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解

7.1 環境の保全の見地から意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第5章で示した環境の保全の見地からの意見の概要及び意見に対する事業者の見解は、表7.1-1に示すとおりである。

表 7.1-1(1) 環境の保全に見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見概要	事業者の見解
水象	<p>圍繞堤の存在により出水時に上流側で河川水が長時間滞留することが懸念される。</p>	<p>圍繞堤の存在により上流側での水位の変動は発生しますが、事業実施による上流側での滞留時間については長くはならないと予測しています。 (準備書 p10.5-39)</p>
	<p>表流水について調査を実施し、工事中及び供用後の表流水への影響について評価する必要がある。</p>	<p>表流水(地下水位)については、調査計画書に示す調査に基づき予測評価を行いました。また、地下水位においては、工事の実施及び施設の存在・供用に伴う影響を調査するため、モニタリングを実施することとしました。(準備書 p10.5-4, p10.5-10~21, p10.5-40~46, p10.5-48~49)</p>
	<p>環境影響要因として、仕切堤、圍繞堤の工事、仕切堤、圍繞堤の存在・供用に伴う地下水変化を項目として追加する必要がある。</p>	<p>仕切堤及び圍繞堤の整備による地下水への影響については、存在・供用による影響の予測評価を行いました。なお、準備書内では、「調節池」の一部に含めてとりまとめを行いました。(準備書 p10.5-35~46)</p>
地象	<p>地盤改良工事に伴い、周囲の地形に対して影響を及ぼす可能性がある。</p>	<p>周辺の地形を大きく改変するような地盤改良工事は予定していません。また、事業実施区域周辺には、さいたま市環境影響評価技術指針により影響予測を行うべきとされる「保存すべき地形及び地質」は分布していません。</p>
	<p>環境影響要因として、仕切堤、圍繞堤の工事、仕切堤、圍繞堤の存在・供用に伴う地盤変化を項目として追加する必要がある。</p>	<p>「堤体」による地盤変化については、事業実施区域は河川区域であり、地すべり等の不安定な地形ではなく、圍繞堤は基準を満たす安定勾配で造成することから、土地の安定性に影響を及ぼすおそれはないと想定されるため、環境影響評価項目として選定していません。</p>
動物	<p>哺乳類、鳥類の調査区域は一律ではなく、分けけすべきである。 鳥類は右岸側と左岸側を行き来しているため、右岸側2kmの範囲を調査範囲とすべきである。</p>	<p>調査範囲についてはさいたま市環境影響評価技術指針手引を参考に、対象事業実施区域及びその周辺200m程度の範囲を基本とし、地域特性を踏まえ地下水の影響が懸念される範囲を加えた範囲としています。</p>
	<p>チョウゲンボウ等の出現状況を踏まえ、猛禽類の調査範囲を景観と同様の範囲に拡大し、調査地点として横堤の西端を追加する必要がある。</p>	<p>猛禽類の調査範囲は横堤の西端も含め、調査地点については生息状況を網羅的に把握できるように配置しています。</p>
	<p>荒川河川敷のヨシ原には放棄水田のヨシ原があり、オオヨシキリやヨシゴイが繁殖のために飛来するなど、水田とヨシ原を往来する生き物の生息や繁殖の場となっているため、事業の実施にあたり配慮する必要がある。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます、必要に応じて検討して参ります。</p>

表 7.1-1(2) 環境の保全に見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見概要	事業者の見解
動物	<p>調節池の建設に当たり、食物連鎖の基盤的存在のカエル類が生き残れるかどうか重要な課題である。カエル類は種ごとに生態が異なるので、目標種を定め、その目標種の生息環境の再生を、調節池事業の中で計画的に進める必要がある。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>集落跡地周辺にはシュレーゲルアオガエル・ニホンアカガエル・トウキョウダルマガエル・ニホンアマガエルの在来種4種が生息しており、事業の実施にあたり配慮することが必要である。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます、必要に応じて検討して参ります。</p>
	<p>ヘイケボタルについて、夜間照明を遮る樹木と、湿潤な草地を取り戻し、地域遺伝子の存続に調節池事業の中で取り組むべきである。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>ヘイケボタルの生息場所について、情報の取り扱いには十分な注意が必要である。</p>	<p>本事業で確認された動植物の保全すべき種の情報については、取り扱いに十分注意します。</p>
	<p>工事用道路や調節池の存在により、従来移動できていた生物が孤立する可能性がある。個体群を孤立させないような手法について、検討する必要がある。</p>	<p>地域の生態系への影響については、生態系の「典型性」として予測評価を行いました。(準備書 p10.8-55)</p>
	<p>湛水時の水田を対象とした動物調査を実施する必要がある。</p>	<p>動物調査の時期については、水田が湛水する春季～夏季の動物相が把握できるよう設定し、調査を行いました。(準備書 p10.6-10～13)</p>
	<p>調査計画書の p5-153 について、表 5.1-61 の種数と本文中に示された種数が不整合である。</p>	<p>ご指摘箇所については表中の数値が正しいため、準備書の記載部分を訂正しました。(準備書 p3-149)</p>
植物	<p>改変される地域の面積と植物の種数、量について、現況の把握と供用後の予測評価を行うべきである。</p>	<p>植生及び植物相について調査を行い、保全すべき種及び植生、緑の量の変化について、事業により改変される範囲を踏まえた影響の予測評価を行いました。(準備書 p10.7-166～168)</p>
	<p>荒川河川敷のヨシ原には放棄水田のヨシ原があり、以下の絶滅危惧種が生育しているため、事業の実施にあたり配慮が必要である。 イヌスギナ・シロバナサクラタデ・ハンゲショウ・アズマツメクサ・タコノアシ・ウスゲチョウジタデ・エキサイゼリ・ミゾコウジュ・ヒメナミキ・ゴキヅル・フジバカマ・オグルマ・ホソバオグルマ・ヘラオモダカ・ウマスゲ・マツカサススキ・ヌマアゼスゲ</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます、必要に応じて検討して参ります。</p>

表 7.1-1(3) 環境の保全に見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見概要	事業者の見解
植物	<p>荒川河川敷のヨシ原には氾濫原野のヨシ原（湿生草原）があり、以下の種が生育しているため、事業の実施にあたり配慮が必要である。</p> <p>コヒロハハナヤスリ・ヒロハハナヤスリ・ノダイオウ・ノカラマツ・ナガボノシロワレモコウ・ノウルシ・シムラニンジン・ヌマトラノオ・チョウジソウ・コカモメヅル・ハナムグラ・バアソブ・ノニガナ・アマナ</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。必要に応じて検討して参ります。</p>
	<p>シムラニンジンについて、田島ヶ原サクラソウ自生地でも少数が孤立状況で長年続いていることから、種子を保護することが必要である。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>ノダイオウについて、形態的に似たものは全域で見られるが、殆どが外来種ナガバギシギシと交雑しているため、種子を確認して保護することが必要である。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>ヒロハハナヤスリ、コヒロハハナヤスリについて、春の一時期だけ地上部の栄養葉と孢子葉が観られるが、地面に接して生育しているため、乾燥や伐開など環境の変化に弱い。普通に群生していたが河川敷の土地改変・伐開により僅かになっている。自生地の保護が必要である。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>荒川河川敷の水田と畔には以下の種が生育しているため、事業の実施にあたり配慮することが必要である。</p> <p>シャジクモ・ミズワラビ・ヒメミソハギ・オオアブノメ・キクモ・カワヂシャ・タウコギ・ウリカワ・ミズオオバコ・ミズアオイ・ヒロハイヌノヒゲ・イチョウウキゴケ・コイヌガラシ</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。必要に応じて検討して参ります。</p>
	<p>既存資料調査で、「国の特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地」関連の資料を追加すること。</p>	<p>田島ヶ原の「サクラソウ自生地」について、既存文献を確認し、準備書に記述を追加しました。（準備書 p3-168）</p>
	<p>荒川流域を代表する湿生草地の植物遺伝子を「田島ヶ原サクラソウ自生地」だけで守ることはできないので、事業において、荒川第二調節池内の原野の保全管理を行う必要がある。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

表 7.1-1(4) 環境の保全に見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見概要	事業者の見解
植物	<p>この原野には、サクラソウが生育可能な立地条件が存在するので、サクラソウの導入も課題である。 湿生原野を代表するサクラソウの再生は荒川第二・第三調節池事業のシンボルとなる取組である。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>塚本横堤防から、荒川総合運動公園にかけて存在する表土には、多くの水田野草の種子が存在し、貴重な未来へ引き継ぐ財産であるから、この土壌を消失させないこと。</p>	<p>本事業では、当該区域の改変は行いません。</p>
	<p>掘削した土砂には埋土種子等があり、この地域の遺伝資源や微生物が多く含まれているため、植生の復元や、堤体の表土として、掘削土砂を有効的に活用する計画を立案し、評価すべきである。</p>	<p>掘削により発生した土砂については、できる限り事業実施区域内で有効活用することとし、評価を行いました。（準備書 p2-9, p10.12-14）</p>
	<p>堤体の法面の緑化にあたっては、植生が外来種ばかりにならないよう、既往の調査成果を活用し、草地植生の専門家の協力を仰ぎ検討すること。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
動物及び植物	<p>動植物の調査は種のみでなく、生息・生育環境についても調査を実施すべきである。</p>	<p>動植物の調査は種のみでなく、生息・生育環境についても調査を行いました。（準備書 p10.6-20～39）</p>
	<p>動植物調査の既存資料調査について、「荒川第二調節池予定地」の資料が「荒川第三調節池」と比べて少ないので、調査を丁寧に行い、その保全価値を正當に評価すること。</p>	<p>調査計画書に示す調査に基づき予測評価を行いました。（準備書 p10.6-1～13, p10.7-1～6）</p>
	<p>外来生物について、調査と対策が入っていない理由は何か。外来種等の侵入についても予測評価をすべきである。</p>	<p>動植物については、外来種の生息・生育状況も含めて調査を行い、調査計画書に基づき予測評価を行いました。（準備書 p10.6-14～19, p10.7-7, p10.8-21～29, p10.8-51～61）</p>
	<p>横堤とその周辺、荒川の水面周辺の茂み、点在するヨシ原等の自然空間において、動物調査、植物調査を実施する必要がある。</p>	<p>動物及び植物の調査については、横堤とその周辺、荒川の水面周辺の茂み、点在するヨシ原等も範囲に含め、調査を行いました。（準備書 p10.6-3～9, p10.7-4）</p>

表 7.1-1(5) 環境の保全に見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見概要	事業者の見解
生態系	<p>下記の影響を考慮した上で、生物多様性をどのようにして維持又は増やすのかの計画が立案できるような調査をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤体の建設による既存植生の消失、芝張りによる植生の単純化 ・持ち込まれる表土による遺伝子汚染 ・土壌改良剤等によるアルカリ化 ・日照阻害 ・浸透水の変化等 	<p>堤体等の整備による動植物及び生態系への影響については、調査計画書に示す調査に基づき予測評価を行いました。（準備書 p10. 6-42～52, p10. 7-49～55, p10. 8-50～61）</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>動植物について、「保全すべき種」以外の種についても調査を行い、種数、個体数を把握し、影響を評価する必要がある。その結果に基づき、変化の程度を予測し、環境保全措置を検討し、生物多様性を保全すべきである。</p>	<p>動植物については保全すべき種以外の種も含めて網羅的に生息・生育状況の調査を行い、地域の生態系への影響について予測評価を行いました。（準備書 p10. 6-14～19, p10. 7-7, p10. 8-34～35, p10. 8-51～61, p10. 8-80～95）</p>
	<p>生物多様性や動植物の変化を把握するためにも、工事の履歴や土地（地形、土壌等）変化の履歴等に関する調査が必要である。</p>	<p>本環境影響評価では、事業の実施により影響を受ける自然環境の現況からの変化について、予測評価を行いました。現在の環境の把握については、過去の航空写真の比較や文献等を踏まえて行いました。（準備書 p10. 8-9～17）</p>
	<p>昔の環境が残っているところは残し、失われた環境の調査をし、それを復元することが必要であり、そうした過去の環境の状況についての調査が不十分と思われる。</p>	<p>本環境影響評価では、事業の実施により影響を受ける自然環境の現況からの変化について、予測評価を行いました。現在の環境の把握については、過去の航空写真の比較や文献等を踏まえて行いました。（準備書 p10. 8-9～17）</p>
	<p>過去に存在していた湿地や多様な草地・河畔林等を復元することが望ましい。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>対象事業実施区域周辺のみでなく、上流の環境についても把握すべきである。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>気象の変化による自然環境の変化も考慮する必要がある。</p>	<p>本環境影響評価では、事業の実施により影響を受ける自然環境の現況からの変化について、予測評価を行いました。（準備書 p10. 8-50～61）</p>

表 7.1-1(6) 環境の保全に見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見概要	事業者の見解
生態系	<p>河川区域内の集落跡とその周辺は、シラカンやケヤキの屋敷林に守られて水塚が点在し、水田、ハンノキ林やマダケやハチクの竹藪、畑、草地がパッチワークのように存在する多様で貴重な環境が残っており、事業の実施にあたり配慮が必要である。</p> <p>河畔林はオオタカやフクロウ、ホンドキツネなど生態系における高次動物が生息し、林縁の灌木や草地と水田間を往来する生き物が利用しており、事業の実施にあたり配慮が必要である。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます、必要に応じて検討して参ります。</p>
	<p>繁殖維持に人工物を頼らない自然再生を調節池事業と併せて進めるべきである。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>「荒川第二調節池予定地」の環境特性は湿生環境で、カエル類の種類や量が多い集落跡地周辺、絶滅危惧植物が集団となって自生する原野など、その保全には生息生育条件に適した水環境が担保される必要がある。環境条件の整備と共に保全・再生を環境アセスメントの目標にすることが必要である。</p>	<p>事業実施にあたっては、環境影響評価手続き等の着実な実施等を通じて、環境の保全に努めます。</p>
	<p>第二調節池について、農家の高齢化に伴う、現況維持区域の自然環境の破壊、動植物の生息生育環境の破壊が懸念されるため、水田の維持にあたり、非農家でも就農できる営農組織を立ち上げるなど公有地化を図り、自然環境の保全が望まれる。</p>	<p>本環境影響評価の環境保全措置として、営農に係る施策の実施は考えていません。</p>
	<p>「荒川第二・三調節池予定地」の建設事業は、河川法の目的である「治水」と「環境」の真の調和を図るためのランドデザインを共有し、これまでの「治水」先行事業を見直して、区域内の重要環境は、最優先で保全・再生すると共に、その環境条件を将来にわたって維持するための管理方策も十分に検討する、合理的な事業展開が進められる必要がある。</p>	<p>事業実施にあたっては、環境影響評価手続き等の着実な実施等を通じて、環境の保全に努めます。</p>
	<p>残っている自然空間の位置の把握を目的とした土地利用の実態調査を行うべきである。</p>	<p>動植物の生息生育環境の空間的な分布については、動物調査、植物調査の結果及び地形の状況等の物理環境の状況を踏まえて整理を行いました。また、自然空間の利用状況については、調査計画書に示す自然とのふれあいの場の現地調査に基づき調査を行いました。（準備書 p10. 10-1～13）</p>

7.2 市長の意見と事業者の見解

第6章に示された市長の意見と事業者の見解は、表 7.2-1、表 7.2-2 に示すとおりである。

表 7.2-1 市長の意見と事業者の見解（総括事項）

市長の意見	事業者の見解
準備書は、さいたま市環境影響評価技術指針及び同手引に従って作成すること。	さいたま市環境影響評価技術指針（平成 28 年 10 月 1 日）及び同手引に従って作成しました。
準備書は縦覧に供することから、その作成にあたっては、難解な表現を避け、専門用語には注釈を加えるなどして、一般に分かりやすいものとなるよう配慮すること。	準備書の作成にあたっては、難解な表現を避け、専門用語には注釈を加えるなどして、一般に分かりやすいものとなるよう配慮しました。

表 7.2-2(1) 市長の意見と事業者の見解（調査方法）

項目	市長の意見	事業者の見解
全体事項	本事業は、川の中に囲繞堤を新設し、高水敷を調節池化するものである。そのため囲繞堤および越流堤の高さによって、事業実施後の調節池（現在の高水敷）の冠水頻度、冠水期間及び冠水面積の変化が予想される。冠水頻度、冠水期間及び冠水面積の変化は多数の評価項目に影響があると考えられることから、様々な知見を取り入れ、起こりうる事象を勘案の上、予測及び評価すること。	現況と供用後の、冠水頻度、冠水期間及び冠水面積の変化を勘案の上、他事例等も参考にし、予測評価を行いました。（準備書 p10. 4-36, p10. 5-35～39）
大気質	ア 二酸化窒素濃度の調査・予測 自動車や建設機械作動時に排出される窒素酸化物は、その大部分が一酸化窒素として排出された後に時間と共に酸化されて二酸化窒素に変化することから、調査・予測にあたっては、二酸化窒素と同時に一酸化窒素濃度も対象とすること。	大気質の調査・予測は、一酸化窒素濃度も対象として、「道路環境影響評価の技術手法」等に基づき行いました。（準備書 p10. 1-1～3, p10. 1-9）
	イ 複数の影響要因の重合による評価 大気質の測定は、建設機械の稼働と資材運搬等の車両の走行が最大となるを想定し、かつ両方同時に稼働している場合の最大値を考慮すること。	大気質の予測地点は、建設機械の稼働と資材運搬等の車両の走行のそれぞれの最大影響を踏まえて、工事の最盛期を想定して設定しました。工事中の大気質については、建設機械の稼働と資材運搬等車両の走行がそれぞれ最大となる時期を想定して予測評価を行いました。また、両方同時に稼働している場合の最大値についても予測評価を行いました。（準備書 p10. 1-26～28, p10. 1-46～48, p10. 1-55）
騒音	ア 建設機械の稼働に伴う騒音の評価 堤体等の工事（掘削含む）の建設工事用機械の稼働に伴う騒音について、環境影響評価法に基づく基本的事項に、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標が設定されている場合は、それについて検討されるものとなっていることから、環境基準で評価すること。	環境影響評価法に基づく基本的事項において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素に関する環境基準が定められている場合には当該環境基準との整合性を検討することとされておりますが、本事業において保全対象施設に影響を及ぼすと考えられる仕切堤工事は長期間に及ばないため、騒音規制法に基づき評価を行いました。（準備書 p10. 2-8, p10. 2-37～39）

表 7.2-2(2) 市長の意見と事業者の見解（調査方法）

項目	市長の意見	事業者の見解
騒音	イ 学校環境衛生基準 建設工事用機械の稼働に伴う騒音について、長期間の事業になるため、事業地周辺の学校について、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準に基づいて評価すること。	建設機械の稼働に伴う騒音については、事業実施区域近傍に存在する学校（浦和北高校、大宮武蔵野高校）において、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準に基づき予測評価を行いました。（準備書 p10. 2-37～39）
	ウ 予測・評価 長期間の事業になることから、騒音の測定については、最盛期を設定するとともに、測定時期を振り分け、車両の走行が集中するルート等を十分勘案の上、予測及び評価すること。	騒音の予測地点及び予測時期は、建設機械の稼働と資材運搬等の車両の走行のそれぞれの最大影響を踏まえて、工事の最盛期を想定して設定しました。 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音については、資材運搬等の車両の走行ルートにおける現況の交通量や騒音の状況等を踏まえて予測評価を行いました。（準備書 p10. 2-30～36, p10. 2-40～41）
水質・水象	ア 水質への影響 越流堤を越えて調節池に流れ込む水は、水面付近の水のため、水よりも比重の小さい無機および有機物（浮遊物）が大量に流れ込み、さらに排水の際は貯留されていた期間に増加した有機物が川に流れ出すことが考えられる。それらの有機物の処理や影響についても検討すること。	調節池の運用において、本川の水位低下に合わせて水位を低下させることから、池内の水の滞留時間が現況と大きく変化することは想定しておらず、池内に存在する有機物量が大幅に増加すること（アオコの発生等）は想定されないため、排水時に荒川本川に流れ出る有機物の量としては、現況と供用後で減少あるいは変わらないと考えます。
	イ 予測・評価 水質・水象の予測評価においては、築堤高さ、冠水状況の変化、調節池の運用方法を考慮すること。	水質・水象については、築堤高さ、冠水状況の変化、調節池の運用方法を踏まえて予測評価を行いました。（準備書 p10. 5-35～39）
動物・植物・生態系	ア 生態系の変化 調節池の建設により、囲繞堤の築堤、土地利用の変化及び冠水状況の変化が生じることから、川と高水敷を利用している生態系への影響を加味し、予測及び評価を行うこと。また、囲繞堤の高さと生態系に与える影響の関係を調査するとよい。	生態系については、土地利用の変化及び冠水状況の変化を踏まえて予測評価を行いました。（準備書 p10. 6-49～51, p10. 8-9～17）
	イ 動物・植物・生態系への影響 第一調節池事業の実施状況を踏まえ、事業実施による動物・植物・生態系への影響を考慮すること。	動物・植物・生態系について、第一調節池事業実施後の環境変化等を踏まえて予測評価を行いました。（準備書 p3-172～176）
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場として利用している関係者と意見交換等を行い、工事の実施に伴う自然とのふれあいの場への交通手段への影響や交通手段の阻害の程度などを考慮して、予測及び評価を行うこと。	自然とのふれあいの場については、利用者及び地域住民へのアンケート調査により自然とのふれあいの場の利用状況を踏まえて予測評価を行いました。（準備書 p10. 10-1～12, p10. 10-14～20）
地域交通	地域交通の評価方法について、交通安全に関する評価については定性的な評価になる場合であっても明記すること。	地域交通の評価方法について、準備書に明記しました。（準備書 p10. 15-51～52）